

基本目標 4

安全で利便性の高い快適な都市

事業 No	30		
担当課	防災安全課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	避難所指定職員災害対策図上訓練		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>災害時における避難所運営等の知識を深めるため、全職員を対象として避難所運営図上訓練を行う。訓練には HUG を取り入れ、避難所運営で起こる課題やその解決方法を学び、避難所運営における対応能力の向上を図る。</p> <p>また、市職員に防災士の資格を取得させて、防災関係訓練の指導等ができるようにする。</p> <p>研修講師：日本防災士会千葉県北部支部（平成 29 年度地域防災リーダー研修会（HUG）講師）</p> <p>訓練対象職員：消防職員を除く 884 名 （内訳：避難所担当職員（297 名）、所属部署（482 名）、本部（50 名）、要配慮者担当（27 名）水道職員（28 名））</p> <p>訓練：訓練方法 1 班 8 人程度で班をつくり、各班に講師を配置する。職員が各班ごとに HUG を実施することで、避難所運営における対応力の向上を図る。研修回数 9 回（年 3 回 × 3 年）</p> <p>防災士資格：防災士養成研修講座を受講した上、防災士資格取得試験を受験し、防災士の資格を取得する。 資格取得予定者：令和元年度は 10 名、2 年度及び 3 年度は各 5 名</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	○年 3 回、市職員を対象に避難所運営図上訓練を実施するとともに、市職員 10 名が防災士の資格を取得	○年 3 回、市職員を対象に避難所運営図上訓練を実施するとともに、市職員 5 名が防災士の資格を取得	同左

事業 No	31		
担当課	消防本部総務課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	救急業務の高度化		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>救急救命士が全ての高規格救急車に常時搭乗し業務に従事できる 36 名体制を構築するため、毎年 2 名の救急救命士を養成するとともに、令和 2 年度までに指導的立場の救命士を各署所に 1 名配置する。</p> <p>また、更なる救急業務の高度化に対応するため、新たにビデオ喉頭鏡による気管挿管を行うことができる救急救命士を養成する。</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○救急救命士養成 2 人 ○指導救命士養成 1 人 ○ビデオ喉頭鏡気管挿管病院 実習 6 人 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急救命士養成 2 人 ○指導救命士養成 1 人 ○ビデオ喉頭鏡気管挿管病院 実習 6 人 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急救命士養成 2 人 ○ビデオ喉頭鏡気管挿管病院 実習 6 人

事業 No	32		
担当課	消防署通信室		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	消防通信指令装置の更新整備		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>事業の目的は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令業務に関する事務を共同で管理し執行するもの。</p> <p>野田市は松戸市に設置する「千葉北西部消防指令センター」に参画し、消防力の強化、行財政上の効果を図る。</p> <p>千葉北西部消防指令センターは、松戸市が整備主体となり、平成 25 年度（6 市）運用開始となり、令和 3 年 2 月から八千代市、習志野市、柏市、我孫子市が加わり、10 市での運用開始となる。</p> <p>令和 2 年度に 10 市による共同指令センター本格運用に向けて、システムの構成の検討及び指令業務運用要領等の調整を図る。</p> <p>平成 28 年度からアナログ無線設備の撤去について、5 か年計画で順次実施する。</p> <p>○費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉北西部消防指令センターの基本的な機能においては、各市消防本部が人口割により経費を按分する。 ・各消防本部設備（端末装置等）は、各市単独整備する。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 市消防指令センター運用 ・ 6 市協議会への負担金 ・ 6 市単独システムに係る賃借料 ・ 通信運搬費、消防救急無線システム保守点検委託料 ・ 千葉県市町村総合事務組合負担金 ・ アナログ無線設備撤去作業 ・ 通信機械室の既存無線機器撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 市及び 10 市消防指令センター運用 ・ 6 市協議会への負担金 ・ 10 市指令センターに係る単独整備機器賃借料 ・ 通信運搬費、消防救急無線システム保守点検委託料 ・ 千葉県市町村総合事務組合負担金 ・ アナログ無線設備撤去作業（令和 2 年度で完了） ・ 空中線柱撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 市及び 10 市消防指令センター運用 ・ 6 市及び 10 市協議会への負担金 ・ 10 市指令センターに係る単独整備機器賃借料 ・ 通信運搬費、消防救急無線システム保守点検委託料 ・ 千葉県市町村総合事務組合負担金

事業 No	33		
担当課	警防課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	消防車両の充実強化		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>常備消防車両については、消防自動車（水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、救助工作車、その他の車両）については15年～18年、高規格救急自動車については10年、特殊車両（梯子車、化学消防自動車）については20年を目安に、更新計画を策定し計画的に更新する。非常備消防車両については17年～20年を目安に、更新計画を策定し計画的に更新する。</p> <p>また、緊急自動車以外の車両については、適宜その消耗度を勘案して更新する。</p> <p>○実施期間（元年度～3年度）中の更新車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常備車両：救助工作車1台、災害対策車1台、小型動力ポンプ付水槽車1台、高規格救急自動車1台
--

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	○常備 ・高規格救急自動車（1台）	○常備 ・救助工作車（1台）	○常備 ・小型動力ポンプ付水槽車（1台） ・災害対策車（1台）

事業 No	34		
担当課	警防課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	消火栓・防火水槽の整備		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>消火栓の整備については、消防水利の整備率の向上を図るため、消防水利の未充足地域に基準を満たす消火栓を計画的に整備する。</p> <p>防火水槽については、巨大地震等の災害により消火栓の機能が失われた場合の有効な水利として、未整備地区へ整備し消防水利の整備率の向上を図る。</p> <p>消防力の基準による充足率の向上のため、消火栓新設については年間3基及び旧消火栓交換20基を目安に整備する。</p> <p>防火水槽については国庫補助金を有効活用し新設する。</p> <p>○実施計画期間中の整備数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火水槽 : 2基 ・ 消火栓新設 : 10基、撤去1基及び旧配水管取替に伴う交換59基
--

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性貯水槽新設(1基) ○消火栓新設(3基) ○消火栓交換(19基) 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性貯水槽新設(1基) ○消火栓新設(3基) ○消火栓交換(20基) 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火栓新設(3基) ○消火栓交換(20基)

事業 No	35		
担当課	警防課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	消防団拠点施設の整備		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>平成 26 年度より、年間 2 棟の更新計画を立て、今後も建築年の古いもの又は老朽化の激しいものから整備する。</p> <p>なお、消防団拠点整備については、県の補助金（消防防災施設強化事業補助金）が、基準額の 6 分の 1 措置される。</p> <p>また、起債については、令和 2 年度までは緊急防災、減災事業債が 100% 充当されるが、それ以降の延長については不明。延長がない場合は、防災対策事業債（充当率 75%）が適用可能</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○新築工事（2 棟） ○解体撤去工事（2 棟） ○設計委託料（2 棟） ○測量業務委託（4 か所） ○用地買収料（1 か所） ○完成検査手数料（1 棟） ○建築確認手数料（1 棟） ○水道検査手数料等（2 棟） ○施設用備品（2 棟） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新築工事（2 棟） ○解体撤去工事（2 棟） ○設計委託料（2 棟） ○測量業務委託（2 か所） ○用地買収料（2 か所） ○水道申込給付金（1 棟） ○完成検査手数料（1 棟） ○建築確認手数料（1 棟） ○水道検査手数料等（2 棟） ○施設用備品（2 棟） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新築工事（2 棟） ○解体撤去工事（2 棟） ○設計委託料（2 棟） ○測量業務委託（2 か所） ○完成検査手数料（2 棟） ○建築確認手数料（2 棟） ○水道検査手数料等（2 棟） ○施設用備品（2 棟）

事業 No	36		
担当課	道路建設課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	都市計画道路中野台中根線の整備		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

連続立体交差事業関連として、現道拡幅と交差点改良を行い、交通の円滑化、中央小及び宮崎小通学路の整備促進を図り、歩行者交通の改善を図る。

東武野田線を^{また}跨いだ1工区 250m区間を連続立体交差事業の進捗に合わせ、拡幅整備をする。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○用地買収（宅地） A=814 m² ○物件補償（塀、植栽等） N=10 件 ○物件調査 N= 4 件 ○不動産鑑定 ○印紙代 ○継ぎ単 	<ul style="list-style-type: none"> ○用地買収（宅地） A=378 m² ○物件補償（塀、植栽等） N= 5 件 ○物件調査 N= 5 件 ○不動産鑑定 ○印紙代 ○継ぎ単 	<ul style="list-style-type: none"> ○用地買収（宅地） A=405 m² ○物件補償（塀、植栽等） N= 6 件 ○物件調査 N= 6 件 ○不動産鑑定 ○印紙代 ○継ぎ単

事業 No	37		
担当課	道路建設課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	市道の整備（市道 2040 号線・市道 93057 号線）		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>○市道 2040 号線 排水施設も加味した拡幅道路として一体的に整備し、通勤通学者や周辺住民の利便性及び交通安全の向上を図る。全体延長 1,500m を 5 期に分け、現道幅員 3.64m を 6.5m に拡幅し、排水整備、舗装等を整備する。</p> <p>○市道 93057 号線 幅員が狭く、車の通行や児童などの通学に危険な状況から、道路の拡幅整備を図る。現況幅員 3.64m を 7.5m（歩道幅員 2.0m、車道幅員 5.5m）に 365m を拡幅整備する。</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○工事 L=110m ○電柱移設費 N= 2 本 ○用地測量 L=365m ○道路詳細設計 L=365m ○継ぎ単 	<ul style="list-style-type: none"> ○測量・設計 L=150m ○用地買収（宅地、畑） A=390 m² ○物件補償（建物、塀、植栽等） N= 3 件 ○物件調査 N= 2 件 ○不動産鑑定 ○印紙代 ○継ぎ単 	<ul style="list-style-type: none"> ○用地買収（宅地、畑） A=600 m² ○物件補償（建物、塀、植栽等） N= 4 件 ○物件調査 N= 4 件 ○境界杭埋設 1 式 ○不動産鑑定 ○印紙代 ○継ぎ単

事業 No	38		
担当課	みどりと水のまちづくり課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	とんとんみずき橋撤去後の整備事業		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---------

事業の目的・概要

独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構・旧住宅都市整備公団）が施行した土地区画整理事業により、市が引き継いだとんとんみずき橋が腐朽により使用できなくなったことから撤去した。撤去後の跡地の再利用（再築を含む）又は行政サービスの提供について整備する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○みずき地区の住民の意向調査 ○意向調査に基づく事業提案 ○事業計画の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業設計による建設又はサービス提供 	

事業 No	39		
担当課	都市整備課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	連続立体交差事業の促進		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>東武野田線を横断する主要地方道つくば野田線や主要地方道野田牛久線では、踏切遮断により慢性的な交通渋滞が発生しており、都市機能や生活機能に様々な問題が生じている。そのため、愛宕駅と野田市駅を含む約 2.9 kmの区間を高架化する連続立体交差事業により、踏切 11 か所を除却するとともに、街路事業などにより鉄道と交差する幹線道路や駅前広場を整備することで、交通の渋滞緩和や安全性の確保、駅を利用する交通機能の向上、東西市街地の一体化など総合的なまちづくりを実施するため、連続立体交差事業を促進する。</p> <p>また、野田市駅東口に道路を設置し、市街地の一体化を図る。</p> <p>○事業概要 事業期間：平成 19 年度～令和 5 年度 事業区間：清水公園駅～梅郷駅間</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	高架橋工事 高架駅舎建築工事 高架軌道及び電気工事	高架橋工事（営業線高架切替） 高架駅舎建築工事 高架軌道及び電気工事 野田市駅東口測量調査	高架橋工事（野田市駅二次施工） 仮線撤去工事 交差道路工事 野田市駅東口道路設計

事業 No	40		
担当課	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	愛宕駅周辺地区のまちづくり		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>○愛宕駅西口駅前広場等整備事業</p> <p>平成 27 年度から事業に着手し、土地開発公社を活用しながら、平成 29 年度末時点での広場用地取得割合（公社取得地含み）は 90%となっており、今後は未取得用地地権者の交渉を進めていく。</p> <p>鉄道は令和 2 年度末に高架へ切り替えられることから、令和 3、4 年度で駅前広場を整備する。</p> <p>・整備面積(3,100 m²) ・事業認可(H27.3.24) ・事業期間(H27.3.24~R3.3.31)</p> <p>・完成目標年次(令和 4 年度：事業期間の延伸)</p> <p>○歩行者ネットワーク整備事業</p> <p>歩行者ネットワーク整備事業のうち、東武鉄道東側については区画整理事業及び仮線整備事業において一部の用地を取得済みである。鉄道は令和 2 年度末に高架に切り替えられることから、仮線撤去後の令和 4 年度以降に工事に着手する。</p> <p>また、東口駅前広場を完成形に整備する間、駅舎へのアクセスが制限されるため、西側の歩行者動線を早急に整備する。</p> <p>行き止まり道路の解消については、一部用地測量が実施済みである。また、受益者負担の原則から、一部道路用地について、寄付を前提に事業を進めていく。</p> <p>・完成目標年次(令和 5 年度)</p> <p>・歩行者専用道路及び区画道路整備： L 362m W=4m ~ 8m</p>

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<p>○全体用地取得率 = 48%</p> <p>補助事業費ベース進捗率 = 31%</p> <p>物件調査 用地測量</p> <p>○用地測量(西口歩専道)</p>	<p>○全体用地取得率 = 100%</p> <p>補助事業費ベース進捗率 = 42%</p> <p>用地取得 流末排水整備工事</p> <p>○用地測量(東口歩専道) 用地取得(東口歩専道)</p>	<p>○全体用地取得率 = 100%</p> <p>補助事業費ベース進捗率 = 58%</p> <p>駅広築造工事(第 1 期)</p> <p>○用地取得(東口歩専道、区画道路) 実施設計(東西歩専道、区画道路、東駅広)</p>

事業 No	41		
担当課	都市整備課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	野田市駅西土地区画整理事業		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>東武野田線の連続立体交差事業と一体的に都市基盤の整備を行い、交通の円滑化、都市機能の集積、安全で快適な都市空間の形成を図り、更に歴史的、文化的資源を活用し、野田市の伝統産業と商業、業務機能が共存する魅力と活力に満ちた市街地を再構築する。</p> <p>本地区は、野田市駅野田橋線及び野田市駅中根線を幹線道路とし、野田市駅前線及び野田市駅愛宕線を補助幹線道路として位置付け、地区の骨格とする。歩道は、全ての利用者にとって移動の円滑化を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を整備する。また、野田市駅前広場及び野田市駅前線は、電線共同溝を整備し無電柱化を推進する。</p> <p>・ 施 行 者：野田市 ・ 施 行 面 積：約 6 ha ・ 減 歩 率：28.0%（公共減歩）</p> <p>・ 都市計画道路等の整備：</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>野田市駅前線</td> <td>L = 約 289m</td> <td>W = 18 ~ 20m</td> </tr> <tr> <td>野田市駅前広場</td> <td>A = 4,500 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市駅野田橋線</td> <td>L = 約 214m</td> <td>W = 16 ~ 17m</td> </tr> <tr> <td>野田市駅中根線</td> <td>L = 約 250m</td> <td>W = 16 ~ 17m</td> </tr> <tr> <td>野田市駅愛宕線</td> <td>L = 約 117m</td> <td>W = 14m</td> </tr> <tr> <td>街区公園</td> <td>A = 約 1,800 m²</td> <td></td> </tr> </table>	野田市駅前線	L = 約 289m	W = 18 ~ 20m	野田市駅前広場	A = 4,500 m ²		野田市駅野田橋線	L = 約 214m	W = 16 ~ 17m	野田市駅中根線	L = 約 250m	W = 16 ~ 17m	野田市駅愛宕線	L = 約 117m	W = 14m	街区公園	A = 約 1,800 m ²	
野田市駅前線	L = 約 289m	W = 18 ~ 20m																
野田市駅前広場	A = 4,500 m ²																	
野田市駅野田橋線	L = 約 214m	W = 16 ~ 17m																
野田市駅中根線	L = 約 250m	W = 16 ~ 17m																
野田市駅愛宕線	L = 約 117m	W = 14m																
街区公園	A = 約 1,800 m ²																	

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○物件補償 ○野田市駅前線築造工事 ○区画道路2号線築造工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○物件補償 ○野田市駅前線築造工事 ○区画道路2号線築造工事 ○雨水管・污水管設置工事 ○既設污水管撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ○物件補償 ○駅前広場築造工事 ○野田市駅愛宕線築造工事 ○污水管設置工事

事業 No	42		
担当課	梅郷駅西土地区画整理事務所		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	梅郷駅西土地区画整理事業		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---

事業の目的・概要

<p>南部地域の玄関口としての機能が発揮できるよう、土地区画整理事業を実施することで、駅前広場、都市計画道路を中心とした公共施設を整備改善するとともに土地の利用促進を図る。</p>	
施工面積	約 5.2ha
減歩率	約 24.69%
公共施設	都市計画道路 梅郷西駅前線 126m (幅員 16~17m) 梅郷駅西口駅前広場 2,800 m ² 街区公園 1,570 m ² (1か所) 区画道路 (幅員 12m、9m、8m) 歩行者専用道路 (幅員 4m)
関連施設	公共下水道 上水道 都市ガス 防火水槽 (2基)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	物件移転補償交渉	事業計画変更 (第6回) 物件補償 1物件	工事 ・宅地造成 ・道路整備 ・污水管 ・水道管

事業 No	43		
担当課	建築指導担当		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	住宅改修支援事業		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>野田市耐震改修促進計画に基づき、昭和 56 年 5 月以前の既存建築物（木造住宅）の耐震化率を令和 2 年度末までに 95%とする目標を掲げている。そのために、耐震診断及び耐震改修工事に助成を行い旧耐震基準の既存住宅の耐震化を図る。耐震化の啓発活動として、千葉県建築士事務所協会野田支部と協力し、簡易耐震相談会を実施している。</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断 15 件 ○耐震改修 4 件 ○普及啓発（相談会 2 回） 	同左	同左

事業 No	44		
担当課	管理課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	生活道路修繕等事業		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>経年変化による舗装の破壊が多く、住民の苦情が寄せられ応急修理による日常管理（穴埋め等）で対応しているが、十分な対応ができていない状況から、生活道路における舗装補修、舗装新設、道路改良の生活道路修繕等工事等の対応を平成 30 年度から実施している。</p> <p>また、道路用地寄附を受けて市道認定した道路整備を行っているが、整備規模が小さくなる状況が続いており、整備の進捗が遅れているため事業見直しを行い、生活道路については市全域を 9 地区に分け、6 グループ割を行い、集中的な整備を行う。</p> <p>市全域を地区ごとに整備することで、整備計画が明確となり、数多い地元要望に対し事業説明が明確になる。</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	○生活道路修繕工事等 ・ G 5 東部地区 2 ・ G 3 中央地区（北部、中央、南部）	○生活道路修繕工事等 ・ G 6 福田地区 ・ G 2 川間地区	○生活道路修繕工事等 ・ G 4 東部地区 1 ・ G 1 関宿地区

事業 No	45		
担当課	管理課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	幹線道路等の舗装補修事業		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>舗装補修工事、路面性状調査 経年変化による舗装の老朽化、交通量の増加等による舗装の破壊を補修し、機能回復を図る。 舗装の「たわみ量」調査を試行し、舗装の残存強度の把握から最適な補修工法を検討する。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	○舗装補修工事（補助14件） 工事延長 L = 2,408m （14件） （主に1、2級市道等幹線市道） ○路面性状調査（補助1件）	○舗装補修工事（補助14件） 工事延長 L = 2,303m （14件） （主に1、2級市道等幹線市道） ○路面性状調査（補助1件）	○舗装補修工事（補助14件） 工事延長 L = 2,402m （14件） （主に1、2級市道等幹線市道） ○路面性状調査（補助1件）

事業 No	46		
担当課	関宿地区土地区画整理事務所		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	台町東特定土地区画整理事業		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>幹線道路等の公共施設の整備を行い、併せて良好な市街地を造成し、既成市街地と一体化した「城下町としての歴史的、文化的なうるおいを有したまち」とする住宅地優先の市街地整備を行い、土地利用の増進を図る。</p> <p>・施行面積 18.1ha ・事業期間 平成5年度～令和4年度（予定） ・権利者数：136人 ・減歩率：56.01%（公共減歩24.74%、保留地減歩31.27%） ・事業課題（保留地処分、工作物補償を伴う区画道路築造、地区界確定）を解決し、事業期間内の換地処分を目指す。</p>
--

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保留地処分 ○工事：道路整備工事 ○補償：工作物補償 ○その他事務：地区界未確定 法務局協議及び関係機関協議、仮換地変更、仮換地分割等 	<ul style="list-style-type: none"> ○保留地処分 ○工事：道路整備工事 ○補償：工作物補償 ○委託：出来形確認測量 ○その他事務：地区界未確定 法務局協議及び関係機関協議、仮換地変更、仮換地分割等 	<ul style="list-style-type: none"> ○保留地処分 ○工事：道路整備工事 ○補償：工作物補償 ○委託：出来形確認測量、換地計画（案） ○その他事務：地区界未確定 法務局協議及び関係機関協議、仮換地変更、仮換地分割、字区域変更手続き、事業計画変更（最終）、換地計画事前協議等

事業 No	47		
担当課	都市整備課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	地区計画・地区施設決定による区画整理確約地域の制限緩和について		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---------

事業の目的・概要

<p>昭和 45 年の当初線引き時における区画整理確約地域について、花井堤根地区と山崎梅台地区では区画整理事業を実施するとの『確約』により建蔽率 30%、容積率 50%に制限されている。</p> <p>区画整理事業では、土地の大幅な上昇が見込めず、未実施箇所の施行は非常に困難な状況である。</p> <p>そのため、都市計画の地区計画及び地区施設を定め、建蔽率・容積率の緩和を行おうとするもの。</p>

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○説明会等通知 ○説明会等施設借上料 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者合意の進捗により各年度予算にて計上し、事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者合意の進捗により各年度予算にて計上し、事業実施

事業 No	48		
担当課	市民生活課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	駐輪場の整備		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>市内各駅における自転車等駐車対策を検討する。</p> <p>平成 29 年 3 月に開催された、野田市自転車等駐車対策協議会にて「これまでの総合計画（案）は平成 22 年度で終了していること。」「みずき地区、座生 3 地区の住宅の張り付き状況や鉄道高架事業完了後の高架下利用がこれから検討されることから、市全体の計画は策定せず、駅ごとに整備方針を決めていく」ことで承認をいただいた。</p> <p>また、今後の整備主体としては同協議会が示した「民間の積極的参加を優先して推進するとし、有料化を推進する。」という方針に基づき事業を進める。</p>

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○梅郷駅西口有料駐輪場の整備 ○野田市駅における駐輪場整備計画の検討 ○川間駅における駐輪場整備計画の検討 ○清水公園駅における自転車等駐車対策の検証 ○愛宕駅における駐輪場整備計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地借地料 (梅郷駅西口有料駐輪場) 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地借地料 (梅郷駅西口有料駐輪場)

事業 No	49		
担当課	企画財政部 鉄道担当		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	東京直結鉄道の整備促進		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>平成 28 年 4 月に交通政策審議会答申第 198 号が取りまとめられ、市民の長年の悲願である東京 8 号線の延伸（押上～野田市）が位置付けられた。</p> <p>これを受けて、野田市を含む沿線 11 市町で構成される「地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会」では、答申に示された課題の解決に向けて、平成 29 年度に研究部会を設置し、実現可能な事業計画の検討を行っている。</p> <p>他方、この同盟会の取組と並行して、野田市では、平成 29 年度からの 3 か年継続調査として、「都市高速鉄道東京 8 号線整備検討調査」を実施している。</p> <p>本調査については、学識経験者や有識者、行政、民間等の委員で構成される調査委員会を設置し、東京 8 号線（八潮～野田市間）の事業性に最も資すると想定される市内の新駅設置位置及びそれにとまなうルート等を始め、市域全体を対象に鉄道整備と連携したまちづくり等について検討を行っている。令和元年度は、調査の取りまとめという形で報告書を作成する。</p> <p>これを基に、同盟会全体として、次年度以降に鉄道整備とそれに伴うまちづくり計画の策定に取り組むよう積極的な働きかけを行っていく。</p> <p>以上の取組のほかに、これまで東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会と合同で継続的に実施している国土交通省及び千葉県、埼玉県、茨城県 3 県に対する要望活動を展開するとともに、東京直結鉄道の建設実現に向けて、民間レベルでその機運を盛り上げていただくよう、東京直結鉄道建設・誘致促進大会千葉ブロック大会開催にあたり、財政補助を行い、官民一体となった取組を進めていく。</p>
--

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省及び千葉県、埼玉県、茨城県 3 県に対する要望活動の実施 ○地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会研究部会の開催 ○東京直結鉄道建設・誘致促進大会千葉ブロック大会の開催 ○都市高速鉄道東京 8 号線整備検討調査の実施 <p>【3 年目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省及び千葉県、埼玉県、茨城県 3 県に対する要望活動の実施 ○地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会研究部会の開催 ○東京直結鉄道建設・誘致促進大会千葉ブロック大会の開催 ○都市高速鉄道東京 8 号線整備検討調査を基に、同盟会全体として、次年度以降に鉄道整備とそれに伴うまちづくり計画の策定に取り組むよう働きかけを行う。 	同左

事業 No	50		
担当課	企画調整課		
基本目標	安全で利便性の高い快適な都市	基本目標	
事業名	コミュニティバス（まめバス）の充実		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

誰もが気軽に市内を移動できる交通手段を確保するために、地域のニーズを踏まえた、まめバスの見直し、充実を図ることを目的としている。

平成 26 年 4 月に消費税率が引き上げられ、上限額以内での運行が困難となったことから、平成 26 年度から 27 年度にかけて運行計画の見直しを行い、平成 28 年度から 5 年間の運行委託を実施することで進めてきたが、人件費等の高騰が運行計画の見直し時の想定を上回っており、上限額以内での運行を実施するには、運行計画を縮小するほかなく、結果的に市民サービスの低下を招くことになる。そこで、コストが若干増加しても、サービスが大幅に向上するものであれば、実施する方向で検討をすることとし、運行計画の見直しを実施してきた。

運行計画の見直しに当たっては、「それぞれの生活圏域に合った、より生活に密着した便利なまめバス」を新たなコンセプトとし、抜本的な変更を進めてきた。

新たな運行計画は、平成 31 年 4 月から運行を開始し、本件運行計画に基づき、運行事業者と令和 5 年度までの運行協定を締結し、運行を実施する。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな運行計画によるコミュニティバスの運行を実施 ○6月1日からバスロケーションシステムを導入し、視覚的に運行情報を確認できるシステムを開始する。 ○野田市コミュニティバス検討専門委員会議の開催 ○まめバスを定期的に運行できない地域への代替交通施策について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな運行計画によるコミュニティバスの運行を実施 ○新たな運行計画による運行を評価、分析 ○野田市コミュニティバス検討専門委員会議の開催 ○まめバスを定期的に運行できない地域への代替交通施策について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな運行計画によるコミュニティバスの運行を実施 ○新たな運行計画による運行を評価、分析 ○令和元年度から運行をしている運行計画案について、市民意見等を踏まえて変更等を検討 ○野田市コミュニティバス検討専門委員会議の開催